

令和5年6月22日

保護者の皆様

草津市教育委員会事務局  
学校政策推進課長

### 学習者用コンピュータの活用と取扱いについて（お願い）

夏至の候、日頃より本市の教育に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、児童・生徒に1人1台学習者用コンピュータを整備し活用しております。令和5年度に「AI型デジタルドリル」および「協働学習ソフト」を新たに導入し、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの充実を図るとともに、家庭学習や、非常時等においても自宅等における学習が継続できるよう活用していきたいと考えております。併せて、人権や知的財産権など自他の権利を尊重し、情報を正しく安全に利用していくための情報モラル教育の更なる充実が必要となっております。

つきましては、裏面の「学習者用コンピュータ 活用のルール」（概略版）を確認いただき、学習者用コンピュータを適切に活用するようお子様にお声かけいただきますようお願いいたします。

また、学習者用コンピュータが破損しないように、持ち帰りや家庭で使用される際につきましても、収納の仕方或使用場所、保管場所等に注意して適切に活用いただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 目的

学校で貸し出す学習者用コンピュータは、学習活動のために使用する。

#### 2 学習ソフト例

##### ①AI型デジタルドリル「ラインズeライブラリ」

- ・一人ひとりの理解度に沿った難易度のドリルや解説教材が出題されます。
- ・5教科（国語、算数、理科、社会、英語）＋実技教科（体育、保健、技術、家庭、音楽、美術）  
学年（小学1年～中学3年） ※どの学年の内容も、すべて利用できます。  
※家庭にWi-Fi環境がなくても利用可能です。

##### ②協働学習ソフト「ロイロノート・スクール」

- ・思考の流れを可視化し、プレゼンテーションを作ったり共同編集を行ったりできます。

##### ③学習者用デジタル教科書

- ・英語（外国語）は、全市立小中学校に導入されています。  
※導入教科については、国の実証事業のため学校により導入教科、学年に違いがあります。

##### ④学習eポータル「L-Gate」

- ・「①②③の学習ソフト」を使用するときの入口となるソフトです。
- ・「L-Gate」を開き、メニューの「教材・アプリ」から①②③の学習ソフトを選択します。

#### 3 学習者用コンピュータの持帰りについて

##### ① 目的

学習者用コンピュータを家庭に持ち帰ることで、家庭での学習環境を豊かにし、ICTを活用した家庭学習の充実を図る。

- ②頻度、期間 ・週1回以上（夏季休業日、冬季休業日以外の期間）  
・夏季休業日、冬季休業日

裏面に続きます

## 「学習者用コンピュータ 活用のルール」(概略版)

### 1 本体の取り扱い

- 一度貸与された学習者用コンピュータは、卒業まで持ち上がって使用する。
- 自分の学習者用コンピュータを他人に貸したり、使わせたりしない。
- 次のような状況により破損することがないように十分に注意して使用する。  
接触して落下、持ったまま走る、地面や床に置く、カバンの底に入れる、水筒の近くに置く、水にぬれたり落下したりしそうなところで使用する、ふたを強く閉める、ふたの間に物を置いたままに閉める、接続端子に間違っ差し込む、電源コードに引っかかる、磁石を近づける等

### 2 家庭で使う場合

- 使う時間や使い方はお子様と十分に話し合い、長時間使用せず細かく休憩しながら使用する。
- インターネットの制限範囲は家庭のインターネット契約によって異なるので、お子様とよく話し合い使用する。
- 学習者用コンピュータと自宅のスマートフォン、タブレット、コンピュータ等とは接続しない。
- 保管するときは、安全なところに保管する。

### 3 健康のために

- 学習者用コンピュータを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付け、30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休ませる。
- 就寝する30分前には片づける。

### 4 安全で適切な活用について

- 自分のアカウントやパスワードは、他人に教えない。また、他人のアカウントやパスワードも聞かない。
- 保存してある他人のデータを操作しない。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりする書き込みを絶対にしない。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可を得る。
- 学習者用パソコンの設定を勝手に変更しない。
- インターネットの閲覧には制限をかけていますが、不適切なサイトに入ってしまったときは、自分で何とかしようせず、先生や家の人に知らせる。

### 5 個人情報や著作権・肖像権について

- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)をインターネット上に掲載する(サイトの中で個人情報を入力したり、地図や写真などをアップロードしたりする)ことは絶対にしない。
- 許可なく音声や画像、動画、ソフトウェア等をダウンロード、アップロードしない。

### 6 不具合や故障

- 家庭で破損したり紛失したりしたときは、学校に連絡する。
- 万が一、紛失したり故意に破損させたりした場合は、家庭が修理費等を負担する。  
※学習者用コンピュータが破損・故障した場合、1台あたりおよそ4万2千円から10万円以上の修繕費を要します。
- 「学習者用コンピュータ 活用のルール」は、草津市ホームページに掲載しています。  
※問合せ等については、次の担当課まで御連絡ください。

担当課	学校政策推進課
	電話番号 561-6981